

監査報告書(国立大学法人小樽商科大学)

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人小樽商科大学の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、国立大学法人小樽商科大学の業務及び財産の状況を調査した。

なお第 3 期中期目標期間の最終年度である本年度の監事監査の重点項目として、本学が目指すグローバル人材育成の推進及び令和 4 年度から 3 大学経営統合に向けた諸準備について特に注視し監査を行った。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事(以下「役員」という。)の職務の執行が法令等に適合することを確保するための内部統制システムについて、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を行った。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人小樽商科大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められなかった。

(2) 内部統制システム整備及び運用に関する状況

内部統制システム整備及び運用に関する状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められなかった。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められなかった。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人小樽商科大学の業務運営の状況を正しく示しているものと

認める。

(5) 財務諸表等

会計監査人である EY 新日本有限監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和 4 年 6 月 13 日

国立大学法人北海道国立大学機構

監事 檜山 義明

監事 伊藤 秀範

監事 佐藤 正行